

第5回 審判協会便り

《試合成立の条件について》

(2025年度からの変更点及び確認事項)

- ① 基本として7イニング制とする
- ② 5回終了時点で10点差がついた時 《連盟特別ルール》
- ③ 既定の試合時間(90分又は100分)に到達した時
 - (a)7イニング未満でも既定時間に達した時又は球審が試合の流れに依っては規定時間に達するであろうと判断した時
 - (b)先攻チームがリードしている展開で残り時間が10分以上あり次のイニングに入っても、表の攻撃中に既定の時間に達した時は裏の攻撃に入らず、延長時間5分を経過した時点で打席に立っている打者の打撃が完了した時点で終了となる 《連盟特別ルール》

(球審が必ず「この打者が最後のバッターです」と宣言する)

(原注)球審が最後のバッターですと宣言した時は、この打者の打撃が完了する全てのプレイが終了するまでは個人成績は記録される

(インプレー中であればランナーが本塁に達すれば得点となる)
- ④ 雨のため及びグラウンド不良により試合続行が不可能となった時は4イニング終了すれば試合成立となる(4イニング未満はノーゲーム)
- ⑤ 試合開始時間に登録選手が9名揃わなかった時

(対戦相手チーム了解のもと、待つて頂ければ最大20分までは猶予となる)
- ⑥ 試合中に負傷者や体調不良者が出て試合続行が出来なくなった時

(その時までの個人成績記録は有効となります)
- ⑦ 審判員の判定を不服として試合を放棄したチーム

(試合放棄したチームは以後出場停止となり、除名処分となる事もある)

7イニング実施の為、試合のスピードアップにご協力をお願い致します